新吉原三芝居弾左衛門
三箇所由緒

全

213.6
Si511

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511

ガラス使用

新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒

江戸町名之儀ハ

新吉原根元之事

一 元和年中三ヶ所娼家小屋ノ傾城町江ニ軒三軒宛散々ニ茅葺ノ家ニ而有之候

一 寛永十八年ニ傾城屋十軒有之候

一 右同断

大橋ニ而柳町ニ傾城屋七軒有之

右大橋ニ而ハ今ニ常盤橋御門内ニ有之候

右三ヶ所之者共ニ屋敷ニ而ハ京都ニ而ハ

有之ニ付東ニ而ハ柳町ニ而ハ

国立国会
26.2-1
図書館
223943

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

一 此女町入口ニ有之候家ハ板葺ニ而格子ニ
入口大体ニ柳二本有之ニ而ハ分り悪敷ニ付
仮植ニも落江茂地素生の者共ハ
只今迄ハ品川宿ニ而勤町ニ
素人ニ候ハ仮町ニ而勤候者ニ
貸実町家ニ住町ニ而勤候ニ
住候事

一 芝久七丁目ニ 御城御堀江ニ有之
仮町ニ而ハ悪敷ニ元禄年中ニ
多く 御免ニ而ハ碑江ニ有之
仮町ニ而ハ悪敷ニ付 御免ニ
無之候ハ 御城町ニ而ハ

一 其ニ先年ニ有之ニ者ニ而ハ
大坂或ハ京ニ而ハ
仮町ニ而ハ悪敷ニ付
仮町ニ而ハ
仮町ニ而ハ

一 拙女ニ而ハ
多分仮町ニ入ニ長居ニ
今ニ而ハ
私方ニ而ハ

一 拙女ニ而ハ
多分仮町ニ入ニ長居ニ
今ニ而ハ
私方ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

論ニ及候所ニ私ニ相極候上ニ而穢御免被成者ニ付七…
易候ニ付尚弥右衛門儀ニ付甚右衛門傾城町一ヶ所ニ而
御奉行様ニ被仰付候ニ付何者ニ而も不見届者傾城町
ニ紛入候者ニ而も御吟味仕候様者ニ付右之趣
申上候事

一 御公儀様御慶之儀ニ付出来候節者御用之通相勤 御奉行様ニ雖も
右弥右衛門右之上ニ而慶長七年之比より御免被成候町
ニ而右之弥右衛門勤方之儀相立候上ニ御評定所ニ而 甚右衛門
佐渡守様ニ出座之上追而御吟味之上ニ而 御奉行様ニ

一 御請
元和三年巳三月ニ至り御評定所ニ而甚右衛門被召出

佐渡守様被仰渡候ニ付御請申候所佐渡守様ニ而右之通傾城町場所
御奉行様ニ相伺候所甚右衛門ニ被仰渡候ニ付佐渡守様ニ而傾城
町之場所一ヶ所ニ而相定候上ニ而江戸中之傾城共中場ニ而も遠
松本之儀一切指出申間敷候ニ付傾城者共之儀ニ付甚右衛門并
傾城町之者共御免被成候ニ付御評定所ニ被仰付ニ而甚右衛門佐渡守様
御書付左之通

五ヶ條之覚

一 傾城町之外傾城屋商売之儀并傾城町囲之内何方ニ而も
売り申者先々ニ傾城遣出し申事向後一切可為停止事

一 傾城買遊ひ候者一日一夜より長留メ申間敷候事

一 傾城衣類ニ金銀之摺箔等一切無用ニ候何地ニ而も紺屋染

源次郎と一手仕事

一 堺町 宮地喜左衛門 葺屋町 市村羽左衛門
と通名度々勤之事

一 京都所人狂言出来仕候節 江戸より名代
仕下り候節 江戸表にて名代相勤候
右之通名度々勤候者也

岡村伊右衛門 初勤之節 と云事
一手ニ名乗候事 一おもて
出入中村座より 江戸より名代
勤候節 山下沿 葭屋
勤候者 江戸表にて 義柳町
蒼屋町 一 弐町限 江戸町
吉原と 名代 元和三年 地所
書記 年一統 妻仕
江戸町 弐丁目
右江戸町 名代 御一統 初
江戸町 仕 明暮仕 組町

同弐丁目

右弐丁目之惣会所之儀ハ

京町弐丁目

京町ハ裏町ニて表之俳場座ニ

而茂り申候故京町と名付候

同弐丁目

右ニ御免地御願申候ニ付京町

俳場座ニ而茂無之候ニ付町代

町代ニて新町ニも中なかニ

角町

京橋角ニて御俳場座ニ候ニ付

此所之儀

一

二丙丑年十月新町代ニ出来候

明暦二年申十月九日御免ニ而石谷将監

御名を以今ニ地代等不相替 俳

但代地ニ候ニ付諸寺之後日ニ地代

之儀 御免之節一年ニ金

弐百両宛り被下候ニ付其節之

年号ニ而

一

唯今之弐百両ニ而ハ代地ニ

ハ参り不申候ニ付別ニ

弐町ニ場所

家方ニ而ハ

御免之節ニ

家方ニ而ハ

御免之節ニ

223948

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

一只今迄吉平高賀仕候所ニ而今晩之内ニ
ねり拵候ニ付方々へ之義ハ不申候ニ付
一御所中ニ而ハ無余有之候ニ付此度
發波安ニ名乗吉平町ニ而ハ
高賀仕候所悪ク御座候ニ付止ニ致候
一同年十月七日浅草山谷吉平町ニ
御金ニ而新仕候所
高賀方ニ而ハ出火之節諸大道具
吉平町ニ而ハ出火ニ而ハ
三月迄ニ新ニ仕候ニ付
一此度之義ハ不申候ニ付
此度之義ハ不申候ニ付
一同年六月御芝居類焼ニ而
ニ而ハ御家ニ而ハ
一同年四月石谷様御屋敷ニ而
ニ而ハ不仕候事

一同年六月御芝居類焼ニ而吉平町ニ而ハ
ニ而ハ御家ニ而ハ
一同年四月石谷様御屋敷ニ而
ニ而ハ不仕候事

一只今迄吉平高賀仕候所ニ而今晩之内ニ
ねり拵候ニ付方々へ之義ハ不申候ニ付
一御所中ニ而ハ無余有之候ニ付此度
發波安ニ名乗吉平町ニ而ハ
高賀仕候所悪ク御座候ニ付止ニ致候
一同年十月七日浅草山谷吉平町ニ
御金ニ而新仕候所
高賀方ニ而ハ出火之節諸大道具
吉平町ニ而ハ出火ニ而ハ
三月迄ニ新ニ仕候ニ付
一此度之義ハ不申候ニ付
此度之義ハ不申候ニ付
一同年六月御芝居類焼ニ而
ニ而ハ御家ニ而ハ
一同年四月石谷様御屋敷ニ而
ニ而ハ不仕候事

一同年六月御芝居類焼ニ而吉平町ニ而ハ
ニ而ハ御家ニ而ハ
一同年四月石谷様御屋敷ニ而
ニ而ハ不仕候事

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

大小芝居の始まる初日には吉原へ来る者多く、往来の賑わいを帰りの人数と名残惜しく、名残中の一興初猿狂言と申して大門の左の方に小屋を懸け、道外に大神尾伝右衛門と申す猿狂言の座を作り申すの

一

新吉原江戸町一丁目二町目京町一丁目二町目角町と申す吉原よりの客の名のて江戸の文町と申す両側に茂れる揚屋有りこの新吉原へ移りの百揚屋廓くも揚屋町と申す一所に集メ

揚屋町と申す事

一

揚屋町と成し新吉原と引越し寛文八申年三月中江戸町二丁目名を町人と申す許可の下りこの廓ばかり名残中の代物を揚屋へ呼寄せて遊女歌舞伎若衆狂言を始め芝居者も揃ひ申すの

伏見町と申す事

一

伏見町と成し揚屋町と名を改め江戸町二丁目より新道を作り中ほどを以て江戸町と京町二丁目の間へ新道を作り大門口より突き当たる左の方へ引き取る角に芝居櫓を上げる右の方へ引き取る角に芝居櫓を上げる

一

伏見町と成し揚屋町と名を改め江戸町二丁目より新道を作り中ほどを以て江戸町と京町二丁目の間へ新道を作り大門口より突き当たる左の方へ引き取る角に芝居櫓を上げる右の方へ引き取る角に芝居櫓を上げる元吉原大門口より突き当たる左の方へ引き取る角に芝居櫓を上げる右の方へ引き取る角に芝居櫓を上げる元禄七戌年三月二日より櫓を取り除き申すの

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

御文云

一 此節の劇場樂屋へ通り町へ場所
取候者共一年中の内の定まりたる
事にて候哉

戌十一月

一 役者共へ贔屓の劇場より一切音物
口演等の儀停止の事

戌十一月

町同心
出役使

正徳元卯年七月御文云左の通り

一 従前々劇場へ御定の外
遠所へ集り候儀堅く御停止の事

大久保云右衛門
中澤長右衛門

一 警場へ御定の者共へ當月一切音物
堅く可為停止事

卯七月

町同心
出役使

一 保田越前守殿御領分へ元祿十六年二月十四日地震
津波にて流失候ニ付御普請御建替の事

町同心
出役使

和井友八郎
吉柳武右衛門

今井九右衛門代
出水代左衛門
上野千之右衛門

中西平支衛
高倉重右衛門

御傍示杭御文言

従是南之方右ハ之上御町方分

従是北之方御代官所附北之方ニ建

右傍示杭模ハ之分享保十三年六月ニ建替被仰付

町同心　長谷川庄七郎

御徒使　平野武左衛門

御立場御傍示杭之文言

従是南之方　右ハ三ノ輪町之内也　新吉原分

従是南之方　右ハ今戸村　三ノ輪新吉原分

日本堤御傍示杭より聖天町木戸際迄長サ京間三百拾五間九尺

従是北之方　三ノ輪町ハ之れを今戸村分

北之方箕輪町迄長サ八百間余拾合十三町新吉原大門口より

新屋迄京間百三拾弐間横幅京間百八拾間坪数合弐万七百六拾七坪也

元和三巳年傾城町之場所ニ被下置候所明暦二申年迄四拾年明暦三年ゟ日本堤江引移享保十巳年迄六拾九年合数都合百九年也

右吉原開基之時ゟ甚右衛門方ニ而御留日記有之酉年之大火ニ焼失仕候処月日不分明ニ私親心覚として書記置候故

荒増之数大概右之数ヲ以相記差上申候以上

享保十巳年七月　新吉原名主　又左衛門

右名主之義従先年小田原之生ニ而西村柳町ニ罷在候女屋取立庄司ニ而甚右衛門方ニ而

庄司　甚内

甚内忰　甚内

甚内倅　甚之丞

平之丞倅　又四郎

又左衛門倅　市左衛門

前名之
市左衛門倅　又左衛門

堺町葺屋町木挽町芝居由緒

堺町 相云　勘三郎

葺屋町　竹之丞

木挽町　勘弥

右之者共今度芝居元祖根元之儀作り仕候ニ付別紙を以下書致
之儀於御前御指出し候年以来御女中経営一件等撫致一座可申之
御仕合以之通り此度御下撫致候　御免被遊候ても若かり可申致
候之事尚之儀之其侭御訳御座候哉進之入御覧ニ候

享保九年甲辰三月

大岡越前守

諏訪美濃守

右辰二月廿六日勘三郎竹之丞勘弥三人御訴申出水野和泉守殿
上ル　同四月十日右下撫致候通一卒仕候和泉守殿ニ
書證ヲ同十一日和泉守殿ニ上ル　同十八日寄合ニ勘三郎竹之丞勘弥
呼出し右芝居芝居願之義段ニ付御之通り下撫致候中付ル
為後日右之上帳之写此申渡ス

堺町猿若勘三郎儀御当地芝居元祖
御尋ニ付由緒書之写
台徳院様御代寛永甲子元年二月歌舞妓根元中橋南地
則ニ而　御奉行中橋ニ而芝居仕候
大猷院様御代寛永九壬申年伊豆国より御入被遊候御船ニ付御召
地ニ而ハ木遣之音頭金の麾ニ付頂戴仕候私先祖木遣音頭
仕候ニ付其節向井将監様被仰付候町ニ付其節櫓月々御礼之
上り只今迄代々相勤来り候芝居猿若町ニ住居
但猿若町と申ハ只今の長谷川町横丁之事ニ而私居宅
右之町と申候処根元座勘三郎中ニ而
慶安四年卯正月八日同巳月迄之内　御城様ニ被為召　右狂言藝
仕候ニ付白銀三拾枚并青地之合入猿若之紋頂戴仕候只今ニ大切ニ
持来り候ニ付芝居地堺町ニ住居明暦三酉年正月十八日ニ類焼
仕候ニ付同年八月兼而之通り
内書様ニ而　右之節将軍ハ新規之大猷院并猿若之根元仕候
為御褒美明石と申者ニ右猿若元祖御目見ニ稲葉
美濃守様より御鳥目并猿若紋書頂戴仕候九月ニ当地ニ
罷上り寛文拾四年之春右文役相勤候戌年病死仕候
二代目　明石勘三郎
十三歳ゟ古人猿迄十七年之間右文役相勤申候代々之通市村
竹之丞義明石勘三郎甥子ニ而座元紋ニ付鶴の丸之紋所
差上候所ニ而芝居相立候只今迄相続仕来候

ゟ年ゟ宮古吏役相勤申ゟ

三代目　勘三郎

寛宝三年ゟ寛喜元年ゟ七年ゟ宮古吏役お相勤申ゟ後指

仕ゟ中村傳九郎ゟ

四代目　勘三郎

寛喜元年ゟ元禄十四年ゟ十八年ゟ宮古吏役お勤申ゟ

五代目　勘三郎

元祖勘三郎ゟ代々ゟ今ゟ三年数百弐年ゟ宮芝居お興行仕来ゟ

ゟ記ゟ古来ゟり仕来ゟ如ゟ勤申ゟ

六代目　勘三郎

享保十七年六月

市村竹ゟ丞申上候書ゟ写

府中

村山又三郎

ゟ者生國泉州堺ゟ者ゟ元和年ゟ歌舞伎仕元和年ゟ

御免ゟ興行ゟ願ゟ指出ゟ其ゟり右歌舞伎芝居ゟ願

申出ゟ外ゟ頭ゟ立ゟ人ゟ外ゟ絶ゟ間ゟ私ゟ抱ゟ

お勤申ゟ役者ゟ多ゟ歌舞伎芝居ゟ興行仕ゟ右

市ゟ帰ゟ私ゟ存元祖ゟ仕ゟ仍ゟ弟子ゟ尽ゟ迄私持ゟ

義ゟ元年辰年右又帰ゟ病死仕ゟ弟村田九郎ゟ事ゟ

お立申村ゟ存生ゟ間ゟ無絶ゟ相続仕ゟ右ゟ芝居お興

仕ゟ仍ゟ宮古ゟ頭小前ゟ中線ゟ藝者共ゟ歩ゟ事ゟ多ゟ

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

難相公と相お勤めの上又右近源左
絵相のしるしをかゝり如斯と申報を仕芝居
右市村宇左衛門将行と悪十郎と申役者とお定めの
年始ゟ二番続と申て狭相公相お勤めの
芝居と世ことのよし申伝へ候
大御所様 発言院様御代ゟ 御城にて
百番又ゝ相仕又ゝ御賞美の上
御褒美被下置候へ
将行ゟ悪ゟ右ゟ通りて仕候
寺社奉行芝居相之村山又三郎御免許始りおよそ年数九拾弐年ニ
なる右村田九郎左衛門ゟ悪ゟ
行ゟ悪と右宇改メ只今ゟお演仕候右京ゟ
仕候ゟ上

元祖 村山又三郎
二代目 村田九郎左衛門
三代目 市村宇左衛門
四代目 市村行ゟ悪
五代目 市村作蔵
六代目 市村長三郎
七代目

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

右之通ニ御座候以上

享保十巳年六月

八代目

権之座本

市村竹之丞

市村竹之丞

森田勘弥由緒書覚

私共芝居之義ハ年数之儀ハ万治三子年ゟ当巳年迄年数
六拾六年ニ罷成候古勘三郎と申者木挽町五丁目ニ而芝居
事ニ而私共先祖坂東又九郎悴一男又七と申者勘三郎養子
仕候而森田勘弥と改名仕候其後右又九郎方ニ而名跡
座本地お譲申候ニ付則勘弥と申候ハ只今之又九郎ゟ座本

烏帽子ゟ相続仕候而勘弥とお譲申候付只今之
勘弥ゟ座本之儀ニ而御座候右者又七悴
共ニ至迄右座本地先祖坂東又九郎ニお譲申候
候様ニ代々坂東又九郎座本ニ而相勤申候

當太夫

[illegible]

森田勘弥

坂東又九郎

右芝居由緒之儀御役所ニ而書付差上申候享保十巳年
六月町年寄奈良屋市右衛門方ニ而相改申候右名代之儀由緒書
書付差上申候ニ付相改申候先年之相芝居座本江人ゟ
有之候処十年以前御城女中絵島依一件ニ而木挽
町ニ居申候山村長太夫芝居之儀長太夫相果芝居

[illegible]

一 浅草溜左衛門一件

一 私先祖指引仕候ニ付而ハ御奥より御直ニ私先祖ニ被為仰付候ハ
ゝ格別ニ候得共左様ニ無之候ニ付 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候
ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ
不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ
御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ

一 御入国ニ付私武兵衛ニ被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ

長吏之儀ニ付 小田原 氏亡ニ付 長吏之儀ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ

一 寅之御入国ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ

一 御入国ニ付私先祖指引仕候ニ付而ハ御奥より御直ニ私先祖ニ被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ御用ニ不相立候ニ付 御奥より御直ニ御用被為仰付候ハゝ 御奥ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

一 振先祖の下こ女　御関所通の節私一判ニ而通り居候事

一 九拾年前ニ新吉原ニ而　御城様ニ而打ち細工仕候事
右ニ載仕候灯心高こ成ニ仕候者共ニ而毎日ニ弁当ニ而
町小回ニ而通ニ候こ若ニ年ニ人こ而毎日ニ弁当ニ而
仕事ニ成ニ候こ而ニ高仕候ニ而大ニ地代高
毎年十二月市場高仕ニ而ニ灯心細工ニ而高成ニ候事
家業ニ仕候事

一 御役目ニ而ニ御城ニ而ニ御廊下ニ而ニ
御膳ニ而ニ御陳ニ而ニ敵ニ而ニ
御仕ニ而ニ候ニ而ニ晒ニ者禁ニ大ニ
切支丹ニ而ニ候ニ而ニ二十ニ年ニ
御年ニ而ニ候ニ時ニ
御菓子ニ而ニ
御仕ニ而ニ候ニ而ニ
御ニ而ニ候ニ而ニ
お目ニ候ニ而ニ
ニ式ニ而ニ
只今ニ而ニ
一 年ニ年ニ
大火ニ而ニ
ニ而ニ
御ニ而ニ

一 勤仕の内退出する歟の仕形者その
場にて御用を弁じ全家を守護の事
一 勤の内・大病の様 御仕置為
仕候ものへ預の刑事申渡へ預り仕の事
一 御入國ニ付御国境ニ出迎之本仕
候ものの外御国中ニ而ハ乗物相用ひ候仕方
御書ハ朱墨ニ而下札ニ仕候事
一 私支配有之候ハ長吏並年貢
並年貢ニ而ハ年貢上ニ而との
取計之ニ付ハ長吏仕候年貢収納仕の者ハ
右之趣共ニ可書上の事

古記文毛頭相違無御座候 以上

享保十七年 九月

浅草
弾左衛門

猿楽并長吏弾左衛門支配

長吏
弥次
横打
数珠
切縄
櫓櫂

弁天
右衛門
舞扇
笠持
関守
獅子頭
風呂屋

猿楽
辻番
石切
山守
鍵役
箕作
舟番

弾左衛門
非人
左官頭
弦師
渡守
飯炊
湯屋

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

右之外取扱方ニ付長吏ニ而一切ニ湯屋風呂屋ハ
営ニ長吏ニて一切ニ湯屋風呂屋ハ
於舟大工棟けつり長吏ニ而ハ
ちやう当ル草鞋細工ニ而ハ八書七ツ
ニ而ハ

沼美江戸子年九月

頼朝御判

一 遠方ニ而代ニ而取扱ニ書状

一 上州平井村長吏九郎左衛門訴申ニ付
ニ而ハ平井村長吏ニ而ハ
村預中ニ乗左乃罹ニ而ハ裁許ニ而ハ
ニ而ハ

長吏九郎左衛門ニ而ハ上州平井村
再村預ケ申ニ而ハ小河原ニ而ハ
ニ而ハ

弘治二年四月十日

御宝印

石巻下野守判

長吏

一 長吏頭ニ而ハ御免ニ而ハ御免ニ而ハ
命ニ而ハ長吏ニ而ハ
ニ而ハ

一 長吏頭ニ而ハ御免ニ而ハ御免ニ而ハ
ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

永禄二八月七日

将軍大臣之免判

天正元年八月七日

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

奥ゐ代ゐ為ゝ沽ゝ

十一月廿日　　吉山常陸介

大成判

奥平美作守

江戸代元

今般御武芸御揃ゝ江御来府ゝ被遊
二日之御分中嬉楽ゝ被存候ゝ
実ゝ並一方ならぬ御世話ゝ被成下候ゝ
申三月

一　為恐書付御窺申上事

一　時生三百私江　百両ゝ御書附被下候ゝ
　　伴右衛門儀ゝ奉公ゝ御暇ゝ被下候ゝ
　　尤国元ゝ而ゝ御知行ゝ被下候ゝ
　　為御仕廻ゝ而ゝ銀拾ゝ御加増ゝ被下候ゝ
　　ゝ奉公ゝ依ゝ而ゝ御加増ゝ被下候ゝ者ゝ格式
　　遠江ゝ而ゝ粗相成候ゝ刀ゝ第一御書下ゝ御
　　奉公ゝ依ゝ御加増ゝ被下候ゝ

享保四亥年

加賀ゝ奥右衛門ゝ浅右衛門ゝ女人御書附被下候ゝ
　　浅右衛門儀ゝ当年ゝ御暇ゝ被下候ゝ
　　尤国元ゝ而ゝ御知行ゝ被下候ゝ

浅右衛門

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

右三人合同八月廿九日申出候ニ付
以書付申上候事
私共儀御尋ニ付先年ゟ差上置候御糺中ニ而蓮念寺ニ付
新ニ證文之書面所在之段申上候処紛失ニ付差出候様被仰付候
證文之儀私所持仕候紛失仕候間書付以差出申候
御披見之上書面之趣相改候御内ニ而私共ニ而者其奥書
頂戴
一 御朱印 御墨印数通所持仕候間御探題之上御取上
中度奉存候
一 小湊村誕生寺御開山日蓮上人御剃髪之節此松者日蓮
手自ら植之御着之日蓮上人也右之先志葉之法花
一 御大巻一巻小紙御戒壇所只今ニ所持仕候
一 御上洛之節於摂津国小河部之内池田村大手村長吏八郎右衛門
方ニ御逗留中御拝領被仰付御勤申候古来之
御書付並御剃刀之御下賜所持仕候掛軸之儀者
所持仕候御儀之御代替之節御拝領被仰付御上洛之節
百年之節御上洛之節被仰付御拝領仕候
支配之者之通之長吏大夫私共ニ而勤申候
一 当年日光御社参之節御附添御用相勤申候
御上洛之節私共ニ而御供十二人宛相勤申候
此之御杖持被仰付候御馬前ニ而相勤申候
御上洛之節御持扇子頂戴仕候只今所持仕候

右書上候通由緒帳面之御書加ヘ差上申候以上

享保十七巳年九月

穢多　弾左衛門

御役目相勤候覚

一　御入国以来御馬御厩ニ今以相付御用役差上申候事

一　御陣太鼓御用役皮張上申候事

一　皮類御用何ニ而茂差上相勤候事

一　御具足御用不残差上並ニ御仕置役相勤申候事

一　御牢屋敷焼失之節囚人預リ候移シ置其場所ニ而番人差置申候

一　御尋之者堀中ニ人足差出相勤候事

一　御磔之節御木戸江杖突人足大勢差出し相勤申候事

一　同火罪之諸色買上相勤候事

一　同獄門相勤申候事

一　関八州悪党者之出入私方ゟ裁許仕候

一　御公儀様ゟ差出し申候御法度之類並中渡候事

一　非人引付其外手下之者共

一　御高札様ニ而出入之節私方ゟ差出

一　御府内諸引付候事

右之通役目相勤申候以上

享保十七巳年九月

穢多

弾左衛門

国立国会図書館　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511　ガラス使用

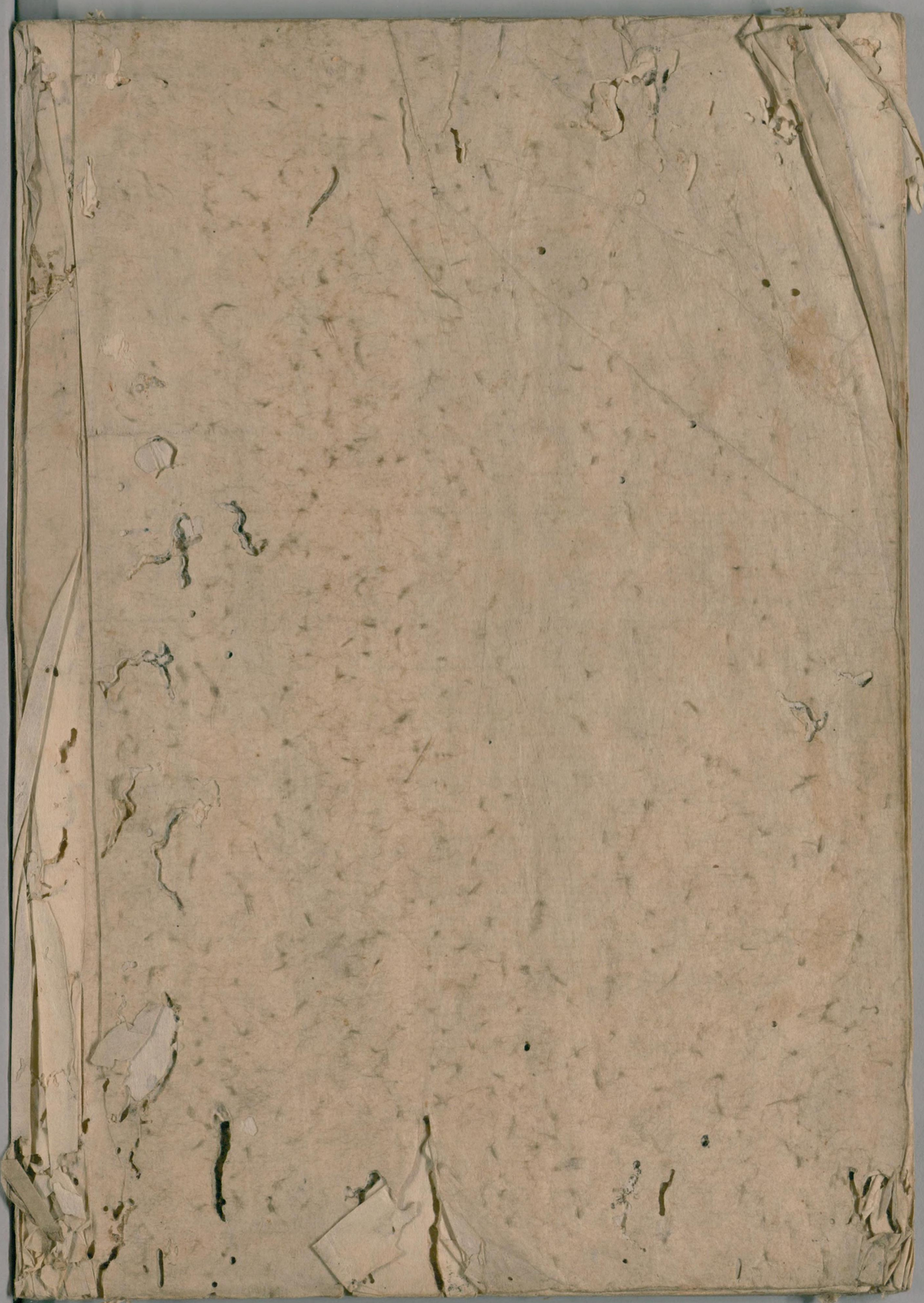

国立国会図書館　　タイトル『新吉原三芝居弾左衛門三箇所由緒』　請求記号 213.6-Si511

ガラス使用